

○名古屋大学創立80周年記念史編纂委員会規程

(平成28年10月18日規程第46号)

(設置)

第1条 名古屋大学の創立80周年及び創基150周年を記念し、名古屋大学創立80周年記念史（以下「80年史」という。）を編纂し、刊行するために必要な事項を審議するため、名古屋大学創立80周年記念史編纂委員会（以下「編纂委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 編纂委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 80年史の編集の基本方針に関する事項
- 二 80年史に係る史料調査の方針に関する事項
- 三 その他80年史の編纂に係る重要事項

(委員)

第3条 編纂委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 名古屋大学部局長会規程（平成16年度規程第7号）第3条第1項に定める者
- 二 大学文書資料室長
- 三 大学文書資料室歴史公文書部門長
- 四 大学文書資料室歴史資料・大学史編纂部門長

(委員長及び副委員長)

第4条 編纂委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長については、総長をもって充て、副委員長については、大学文書資料室長をもって充てる。

2 委員長は、編纂委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、副委員長がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第5条 編纂委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(編集専門委員会)

第6条 編纂委員会の議に基づき、80年史の編集及び史料調査を行うため、編纂委員会の下に名古屋大学創立80周年記念史編集専門委員会（以下「編集専門委員会」という。）を置く。

2 編集専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 編纂委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるほか、編纂委員会に関し必要な事項は、編纂委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。